

【資料 2】

鹿児島県内水面  
漁場管理委員会資料  
令和 8 年 2 月 13 日

【議題 2】

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための  
委員会指示について（協議）



# コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務局

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示については、有効期間が令和8年3月31日をもって満了することから、下記のとおり取り扱うこととしたい。

## 記

### 1 委員会指示の取扱いについて

- (1) コイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延防止については、次の理由から、引き続き、同様の内容で指示を発出することとしたい。
  - ① 今後、現在の既発生水域である12河川水系以外でもKHVが確認される可能性がある。
  - ② KHV病の治療法が確立されていない。
  - ③ 国からも、まん延防止措置の徹底等について依頼がある。
- (2) 指示の有効期間については、令和8年4月1日から3年間とする。

### 2 既発生水域の指定等について

- (1) 指定箇所  
12河川水系
- (2) 取扱いについて  
令和7年度における新たな発生水域はないことから、従来どおりとする。

### 3 指示内容

新旧対照表（案）のとおり

### 4 参考 ①

- (1) 当初発出時期  
平成16年度（以後、毎年更新）
- (2) 内容
  - ① 放流制限  
指定する河川（既発生水域）で採捕したコイは、その場で再び放流する場合を除き、放流禁止とする。

② 既発生水域の指定

県内12河川水系

指示日	指 定 水 域
17.4.1	大淀川，肝属川，思川，川内川，天降川水系の本流及び支流
17.6.7	安楽川水系の本流及び支流
17.11.22	和田川水系の本流及び支流
18.6.30	新川水系の本流及び支流
18.7.14	甲突川水系の本流及び支流
18.7.21	八房川水系の本流及び支流
18.8.1	神之川水系の本流及び支流
18.11.17	新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流

(3) 本県における過去5年間のコイのへい死状況（12河川水系）

事例なし

5 参考 ②

(1) コイヘルペスウイルス病について

- ① 原因 KHV（Koi herpesvirus）と呼ばれるウイルスでコイが発病する。
- ② 症状 行動緩慢，摂餌不良となるが，目立った外部症状は少なくエラに異常が見られることがある。
- ③ 感染経路 KHVに感染したコイとの接触や水を介して感染する。
- ④ 治療法 確立されていない。
- ⑤ その他 人には感染せず，感染したコイを食べても人体には影響しない。

(2) 委員会指示について

内水面漁場管理委員会は，水産動植物の繁殖保護，漁業権又は入漁権の行使，漁場の使用に関する紛争の防止や解決，その他漁業調整上必要があるときは，漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき，関係者に対し，水産動植物の採捕に関する制限又は禁止，漁業者の数に関する制限，漁場の使用に関する制限等の必要な指示をすることができる。

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示 新旧対照表

更 新 ( 案 )	現 行	備 考
<p><b>鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第7-●号</b>                      漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p><u>令和8年●月●日</u></p> <p>鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫</p> <p>1 指示の内容                      (略)</p> <p>2 指示の期間  <u>令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</u></p>	<p><b>鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第4-1号</b>                      漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和4年2月8日</p> <p>鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫</p> <p>1 指示の内容                      コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。                      ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。                      なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。</p> <p>2 指示の期間                      令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>指示番号の更新</p> <p>発出日の更新</p> <p>有効期間の更新</p>

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会告示 新旧対照表

更 新 ( 案 )	現 行	備 考
<p><b>鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第7-●号</b></p> <p>コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和8年●月●日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第7-●号(コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示)に基づく水域を次のとおり定める。</p> <p><u>令和8年●月●日</u></p> <p>鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫</p> <p>1～12 (略)</p>	<p><b>鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第4-1号</b></p> <p>コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和5年2月7日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第3-1号(コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示)に基づく水域を次のとおり定める。</p> <p>令和5年2月7日</p> <p>鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流</li> <li>2 肝属川水系の本流及び支流(ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。)</li> <li>3 思川水系の本流及び支流</li> <li>4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流(ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。)</li> <li>5 天降川水系の本流及び支流</li> <li>6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流</li> <li>7 和田川水系の本流及び支流</li> <li>8 新川(鹿児島市)水系の本流及び支流</li> <li>9 甲突川水系の本流及び支流</li> <li>10 八房川水系の本流及び支流</li> <li>11 神之川水系の本流及び支流</li> <li>12 新川(指宿市)水系の本流及び池田湖を含む支流</li> </ol>	

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第7-●号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年●月●日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第7-●号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和8年●月●日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第7-●号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

令和8年●月●日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流

KHV病感染コイの発生状況総括表(～令和7年12月)

単位:件

発生時期	養殖場等							天然水域等					その他	合計	(参考) 発生都道府県数
	養殖場 (経営体数)	蓄養場	釣り堀	公園	個人池	小計	河川	湖沼	ため池	水路	小計				
H15年	12	(69)	12	26	2	13	65	25	2	1	1	29	2	96	22
H16年	38	(34)	10	17	60	436	561	230	16	32	71	349	0	910	39
H17年	30	(30)	2	1	13	186	232	57	3	11	7	78	0	310	41
H18年	30	(25)	5	1	8	95	139	32	3	1	7	43	0	182	38
H19年	20	(15)	3	1	14	76	114	11	0	3	5	19	0	133	30
H20年	15	(15)	0	0	6	52	73	16	4	5	3	28	0	101	29
H21年	12	(12)	0	0	8	43	63	11	1	0	0	12	0	75	27
H22年	2	(1)	0	0	8	26	36	4	1	0	2	7	0	43	17
H23年	4	(4)	0	1	2	20	27	4	0	1	0	5	0	32	16
H24年	13	(13)	2	1	2	44	62	6	1	0	1	8	0	70	14
H25年	8	(6)	0	0	1	13	22	3	0	1	0	4	0	26	12
H26年	7	(4)	0	0	3	23	33	1	0	1	1	3	1	37	12
H27年	3	(3)	1	0	3	6	13	3	0	0	1	4	0	17	11
H28年	5	(5)	0	0	2	11	18	2	0	0	1	3	0	21	19
H29年	4	(4)	0	0	3	18	25	3	0	3	0	6	0	31	26
H30年	6	(6)	0	0	2	33	41	1	0	0	0	1	0	42	18
R1年	4	(4)	0	0	2	19	25	2	0	0	0	2	0	27	13
R2年	3	(3)	0	1	2	7	13	1	1	0	0	2	0	15	9
R3年	1	(1)	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2
R4年	1	(1)	0	0	2	10	13	0	0	0	0	0	0	13	6
R5年	2	(2)	0	0	2	10	14	0	0	0	0	0	0	14	6
R6年	5	(5)	1	0	1	13	20	1	1	0	1	3	0	23	14
R7.1	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	(0)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
6	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	(0)	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	0	3	3
8	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	(0)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
11	0	(0)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
12	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R7合計	0	(0)	0	0	2	3	5	0	0	0	1	1	0	6	5
総合計	225	262	36	49	149	1,157	1,616	413	33	59	102	607	3	2,226	-

注1. 公園には、便宜上、学校・浄水場等公共的施設の池を含めた。

注2. 個人池には、便宜上、法人・寺等の池を含めた。

注3. ため池には、便宜上、堀・池等と称されているものを含めた。

注4. 水路には、便宜上、〇〇用水等と称されているものを含めた。

注5. 溝、芝生に放置されていたものをその他とした。

注6. 小学校、中学校は公園に分類

## 漁業法抜粋

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権(第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。)又は入漁権(同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。)の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。